

日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～ 事業協力者公募要項

【第1章 総則】

1 事業の名称

日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～

2 事業の概要

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)においてオールジャパンで大会を盛り上げるとともに、環境に配慮した持続可能性への取組を進めており、選手村の整備及び運営においても持続可能な計画を目指している。

一方、東京2020大会選手村ビレッジプラザ(以下「ビレッジプラザ」という。)においては、日本の伝統・文化を感じられるよう「木材を使用」することを開催都市に立候補時から公表している。国産材の使用は、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等につながり、持続可能な地球環境の保全に資するものである。そのため、木材を使用した建築物にするとともに、移転や再構築しやすくすることにより後利用を容易にし、持続可能性の実現を目指す。

そこで、組織委員会では、東京都と協同して、オールジャパンで大会を盛り上げ、大会後に各地にレガシーを残すことを目的に、全国の木材を活用し、レガシーとして後利用を図る事業スキームを構築し、「日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」(以下「本プロジェクト」という。)を実施する。今回、本プロジェクトの推進に当たり、広く全国から木材を調達するために、ビレッジプラザの建築に必要な木材を提供する地方公共団体(以下「事業協力者」という。)を全国から公募する。

3 対象施設の概要

ビレッジプラザとは、メディアを通して多くの人の目に触れる選手村の代表的な施設である。また、大会期間中の選手の生活を支える施設であり、チーム歓迎式典、花屋・雑貨店等の店舗、カフェ、メディアセンター等が配置され、認証を受けたオリンピック・パラリンピックファミリーや、メディア関係者、居住者の関係者が訪れる施設である。今大会では、選手村地区内の東側に配置し、後利用のしやすさを考慮した木造の仮設建築物として計画している。

計画地	東京都中央区晴海四丁目
敷地面積	約 1.3ha
延床面積	約 6,000 m ²
構造・階数等	木造・平屋建て

4 設計概要及び設計趣旨

ビレッジプラザの建築にあたっては、世界各国・地域からの選手の歓迎、交流施設としてふさわしいアクセシビリティと日本文化を体感できる施設とする。設計に際しては、軒の深い平屋建ての分棟配置とし、外部空間を有効に利用するとともに、日射を制御し、敷地特有の運河を渡る海風を建物の中に取り込むなど、自然の力を利用した計画とし、サステナビリティへの配慮を図る。

建築構造としては、全国の木材を集約して一つの建物を形作ること、オールジャパンで大会全体を支える象徴的な構造を目指している。各地域の木材を建物の様々な部位に使用することで、東京2020大会エンブレムのコンセプトである組市松紋の「多様性と調和」を表現する建物となることを目指す(図1参照)。これらの部材は、後利用のしやすさと持続可能性の実現を考慮し、一般に流通する木材に穴あけ・切削等の加工を施し、接合部材を用いて組み立てることとし、様々な後利用計画に対し、柔軟に対応可能なものとし、ビレッジプラザを象徴する特徴的な構造として強く印象に残るものを目指す。

なお、建築物としてのビレッジプラザに設定する各条件については別紙1を参照されたい。



[図1 ビレッジプラザのコンセプト]



[図2 ビレッジプラザの外観イメージ]

(※上記イメージは、計画途中のものであり、今後変更の可能性はある)



[図3 ビレッジプラザの内観イメージ]

(※上記イメージは、計画途中のものであり、今後変更の可能性がある)

5 事業スケジュール (予定)

2016年10月～2017年9月	基本設計
2017年7月～9月	公募実施 事業協力者の決定
2017年11月～2018年9月	実施設計
2019年6月頃まで	木材の調達
2019年4月～2019年12月	ビレッジプラザの本体工事
2020年1月～6月	ビレッジプラザの内装工事等
2020年7月～9月	選手村の運営期間
2020年10月～12月	ビレッジプラザの解体

【第2章 事業スキーム】

1 事業スキームの概要

全国の木材を活用し、大会のレガシーを各地に残すために、下記のスキームで事業を行う。

- (1) 木材を提供する事業協力者は、木材の調達、加工、運搬を行い、ビレッジプラザを建設する組織委員会に無償で提供する。
- (2) 組織委員会では、事業協力者から提供された木材（以下「提供木材」という。）を活用し、施設の建築、大会期間中の維持管理、及び施設の解体を行い、提供木材を事業協力者に返却する。

- (3) 事業協力者は、解体後の提供木材を持ち帰り、大会に使われた木材であることを有効に活用して、大会のレガシーとして公共的な施設、ベンチ・椅子等として後利用を図る。



[図4 スキーム概念図]

2 組織委員会の役割

- ・ 組織委員会は、ビレッジプラザの設計・建築、提供木材の受入・保管、大会期間中の運営・維持管理、大会後のビレッジプラザの撤去・解体、提供木材の返却を行う。
- ・ 提供木材の組立てに必要な接合部材、その他の建設資材等については、組織委員会が調達する。
- ・ これらに係る費用は、組織委員会が負担する。

3 事業協力者の役割

- ・ 事業協力者は、木材の調達、製材等の1次加工、仕口加工等の2次加工、往復の運搬、後利用に伴う設計・施工等を行う。
- ・ これらに係る費用は、事業協力者が負担する。

4 広報活動

本プロジェクトの推進のために、組織委員会は下記をはじめとする広報活動を行う。事業協力者は組織委員会の行う広報活動に協力するほか、(3)に記載の広報活動を行うことができる。

(1) 大会前

- ① 組織委員会は、事業協力者を決定した際に、事業協力者名を公表し、事業協力者を組織委員会ウェブサイトにて紹介する。なお、提供木材のサンプルを組み合わせて大会エンブレムの模型を作成するなどの広報活動も予定している。事業協力者は、組織委員会の行う事業協力

者の公表に係る一連の広報活動に協力をする（詳細は第4章3「事業協力者の公表」参照）。

- ② 組織委員会は、ビレッジプラザの竣工の際に、提供木材のサンプルを用いて広報活動を行う予定である。

（2）大会後

- ・ 組織委員会は、大会後に提供木材の返却する際に、事業協力者の後利用を促進するために、事業協力者の希望に応じて、当該木材が大会施設で使われたことを証する文言（“Used in Village Plaza”を予定）の表示を木材に付す。

（3）その他

- ・ 事業協力者は、提供木材を納入する際に、提供木材の所有者であること及び事業協力者であることを明示するために、事業協力者名の表示を木材の各面につき1カ所まで付すことができる。大きさは3cm×5cm程度を目安とし、事業協力者の決定後に表示方法等の詳細を協議する（別紙3参照）。
- ・ 事業協力者は、木材利用に伴う持続可能性の分野で「東京2020 参画プログラム」の認証を申請し、その認証を受けることで、オリンピック・パラリンピック大会の応援マークを使用することができる（例：植林等の持続可能性に配慮した木材に関するイベント活動、提供木材の運搬トラックへのラッピング広報等）。組織委員会は、「東京2020 参画プログラム」に認証された事業の実施に関し、協力することを予定している。「東京2020 参画プログラム」の詳細については末尾に記載のリンク先参照。
- ・ その他、組織委員会は、事業協力者の広報活動について各種提案を受け付け、大会に関する各規程等の抵触の有無を含め、提案内容の適否を判断する。

5 後利用について

- ・ 事業協力者は、組織委員会の返却する提供木材を活用し、大会のレガシーとして後利用に努める。
- ・ 後利用においては、国際オリンピック委員会の規定により、商業目的での使用はできない。譲渡や売却を行う際にも、商業目的での使用を禁止することを条件づけることが求められる。
- ・ 建築物としてのビレッジプラザの建築物としての条件（別紙1）及び後利用の参考例（別紙4）は別紙のとおりである。後利用を検討する際の参考にされたい。
- ・ 組織委員会は、事業協力者の検討する後利用の計画内容について、報告を求める場合がある。
- ・ 組織委員会は、提供木材をビレッジプラザの解体後の形状や量のまま、現状有姿にて事業協力者に返却する。そのため、返却された提供木材については、木材の品質や性能等に変化が生じている可能性がある。事業協力者は、持ち帰った提供木材の品質や性能等を各自で判断のうえ、後利用の計画に応じて自由に部材の加工、追加等を行うことができる。

【第3章 公募内容】

1 応募資格

事業協力者は、本事業スキームの趣旨に賛同し、本プロジェクトへの参画の意思のある地方公共団体（道府県及び区市町村）のうち、次に掲げる事項のすべてを満足できる地方公共団体とする。なお、近隣の地方公共団体が共同し、連名で応募することができる。また、各団体において、木材関連事業者（林業業者や森林組合、製材会社等）の協力を得ることができる。

- ・ 提供木材を用いて大会レガシーとして後利用が可能な地方公共団体。
- ・ 組織委員会が定める「持続可能性に配慮した木材の調達基準」（以下「調達基準」という。）を満足する木材を提供できる地方公共団体。なお、CLT 等については、構成するすべての材が調達基準を満足する必要がある。調達基準の詳細は末尾に記載のリンク先参照。
- ・ 国産材から製造された JAS 規格品を提供できる地方公共団体。
- ・ 組織委員会に納入する提供木材の品質及び組織委員会が返却する提供木材の品質等を適切に判断できる地方公共団体。
- ・ 2018 年 9 月頃までに組織委員会が決定する詳細な仕様・品質の提供木材を、指定の期日（2019 年 6 月頃を予定）までに、組織委員会に納入できる地方公共団体。

2 公募及び選定等のスケジュール（予定）

7 月 25 日（火曜日）	公募要項の発表
8 月 4 日（金曜日）～10 日（木曜日）	質問の受付期間
8 月 18 日（金曜日）以降順次	質問回答
9 月 11 日（月曜日）～15 日（金曜日）	応募の受付期間
9 月 20 日（水曜日）	事業協力者の選定
10 月上旬	事業協力者の決定
11 月頃	事業協力者の公表

3 事業協力者数

- ・ 事業協力者は、開催都市であり協同事業者の東京都を含めて、大会エンブレムの市松模様を構成する四角形と同数の 45 者程度とする。

4 公募種別

小規模な部屋で構成された建物のうち、通路等で分割された各空間単位（以下「棟単位」という。）の公募と、多人数での利用を想定した大空間で構成された建物の構造部材単位（以下「部材単位」という。）の公募を実施する（別紙 5 参照）。なお、棟単位の公募に関し、応募者がいない棟については、部材単位の公募に組み込む。なお、D1 棟については、東京都への割当てを予定しており、公募の対象外とする。

応募者は棟単位と部材単位の両方に応募することができる。ただし、棟単位の応募を優先して扱い、棟単位の選定対象とならなかった場合に限り、部材単位の応募を有効とする（詳細は、第4章「選定及び決定方法」参照）。

(1) 全般事項

- ・ ビレッジプラザでは、本項に記載の木材を使用する（別紙2）。棟単位、部材単位のそれぞれについて定める条件及び数量等については各項を参照。
- ・ 仕口加工については、切削・削孔を伴う継手、接合部加工を施すものとする。詳細は、別途事業協力者と協議のうえ、決定する。
- ・ 表面加工については、いずれの材種もカンナ仕上げとし、浸透型保護塗料（環境配慮仕様）の塗装とする。詳細については、別途指示する。
- ・ いずれの材種も国産材のみとし、樹種についてはスギ、ヒノキ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ、アカマツ、ヒバ等とする。応募者はあらかじめ提供可能な樹種及び強度をそれぞれ指定すること。なお、事業協力者に決定後、提供木材の樹種や仕様、強度等を別途協議する場合がある。

(2) 棟単位

- ・ 棟単位については、表1及び別図1に記載の5つの棟を公募対象とし、各棟を構成する柱・梁材、床材、その他の部材のすべてを提供できる事業協力者を募集する（募集する提供木材の概要については別紙2参照）。
- ・ 棟単位の応募者は、第一希望、第二希望、第三希望を設定して応募できる。
- ・ 事業協力者は、基本設計等への支障が少なく、設計・建設等のコスト増にならない範囲に限り、提供木材の仕様に合わせた軽微な変更について、別途協議を行うことができる。
- ・ 後利用においては、第2章5「後利用について」を参考に建築物としての活用を考慮する。ただし、事業協力者の責任で、建築基準関係規定に定める木造建築物の要件を考慮すること。
- ・ 今後、基本設計・実施設計の深度化による計画変更に伴い、木材の使用量の増加が生じる場合には、組織委員会は事業協力者と別途協議し、必要な木材の提供を依頼することがある。

表1 各棟の概要

棟名	面積	募集する材種・数量（最大予定数量）
A1	約 300 m ²	柱・梁材（構造用集成材）：材積換算約 50 m ³ 二次部材（外壁・屋根下地材）（構造用製材）：材積換算約 45 m ³ 二次部材（大引・根太・敷床）（構造用製材）：材積換算約 20 m ³ （床材に構造用合板を提供する場合） 床材（CLT または構造用合板）：面積換算約 430 m ²
B1	約 315 m ²	柱・梁材（構造用製材）：材積換算約 65 m ³ 二次部材（外壁・屋根下地材）（構造用製材）：材積換算約 50 m ³ 二次部材（大引・根太・敷床）（構造用製材）：材積換算約 25 m ³ （床材に構造用合板を提供する場合） 床材（CLT または構造用合板）：面積換算約 490 m ² その他（構造用合板）：面積換算約 450 m ²
B2	約 190 m ²	柱・梁材（構造用製材）：材積換算約 40 m ³ 二次部材（外壁・屋根下地材）（構造用製材）：材積換算約 30 m ³ 二次部材（大引・根太・敷床）（構造用製材）：材積換算約 15 m ³ （床材に構造用合板を提供する場合） 床材（CLT または構造用合板）：面積換算約 320 m ² その他（構造用合板）：面積換算約 300 m ²
B3	約 90 m ²	柱・梁材（構造用製材）：材積換算約 20 m ³ 二次部材（外壁・屋根下地材）（構造用製材）：材積換算約 15 m ³ 二次部材（大引・根太・敷床）（構造用製材）：材積換算約 10 m ³ （床材に構造用合板を提供する場合） 床材（CLT または構造用合板）：面積換算約 160 m ² その他（構造用合板）：面積換算約 150 m ²
D2	約 105 m ²	柱・梁材（構造用製材）：材積換算約 25 m ³ 二次部材（外壁・屋根下地材）（構造用製材）：材積換算約 20 m ³ 二次部材（大引・根太・敷床）（構造用製材）：材積換算約 10 m ³ （床材に構造用合板を提供する場合） 床材（CLT または構造用合板）：面積換算約 210 m ² その他（構造用合板）：面積換算約 200 m ²

※構造用合板の提供については、今回の公募の提案には含めない。今後、事業協力者との個別協議により提供を依頼する場合がある。

(3) 部材単位

- ・ 部材単位については、表2に記載の構造用製材及びCLTの2種類について募集する。構造用製材については材積に換算して10 m³を1口とし、CLTは面積に換算して200 m²を1口として事業協力者を募集する。なお、各部材の寸法・仕様・強度等の詳細については、事業協力者と個別に協議して決定する。
- ・ 部材単位の募集枠は、全体の事業協力者数45者程度から棟単位の募集枠（最大5者）を除いた40者程度を予定する。なお、構造用製材について35者程度、CLTについては5者程度を募集する。
- ・ 応募する部材に順位を設定することで、両方の部材に重複して応募することができる。なお、希望順位の上位の部材を優先して扱い、当該部材の提供者とならなかった場合に限り、もう一方の応募を有効とする。
- ・ 構造用合板の提供については、今回の公募の提案には含めない。今後、事業協力者との個別協議により提供を依頼する場合がある。
- ・ 今後、基本設計、実施設計の深度化による計画変更に伴い、提供木材の仕様・数量等に変更が生じる可能性がある。その際には、別途協議のうえ、上記に定める1口あたりの規格・数量から変更した木材の提供を依頼する場合がある。

表2 各部材の概要

材種	募集枠 (予定)	募集口数 (最大予定数量)	仕様・強度等
構造用製材	35者程度	190口 (材積換算 1900 m ³)	下記のJAS規格(機械等級区分構造用製材)を標準とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・スギ：E70以上(一部E50以上) ・ヒノキ、カラマツ、ヒバ：E90以上 ・アカマツ他：E110以上 ・含水率 SD15またはSD20 下記のJAS規格(目視等級区分構造用製材)については、詳細な仕様・強度について別途協議のうえ、提供可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・スギ：甲種2級以上 ・ヒノキ：甲種3級以上 ・アカマツ：甲種1級 ・含水率 SD15またはSD20
CLT	5者程度	35口 (面積換算 7000 m ²)	下記を目安とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・JAS規格 ・3層3プライ程度

※募集枠は棟単位の応募状況及び各部材の応募状況により前後する場合がある。

※構造用製材の募集口数は、CLTの応募状況により変動する場合がある。

※個々の提供木材の寸法・仕様・強度等の詳細は、事業協力者と個別に協議して決定する。

(4) 留意事項

- ・ すべての提供木材は組織委員会の定める調達基準を満足する必要がある。森林認証制度（FSC、PEFC、SGEC）を満足する木材である場合には、提供木材を納入する際に、その適合を確認できる文書等を提出するとともに、提供木材にその適合を確認できる表示が付されていること。ただし、その表示は内容が確認できる必要最小限の大きさとする。
- ・ すべての提供木材は JAS 規格品を満足する必要がある。提供木材を納入する際に、その適合を確認できる文書等を提出するとともに、提供木材にその適合を確認できる表示が付されていること。ただし、その表示は内容が確認できる必要最小限の大きさとする。
- ・ 上記及び別途定める表示以外の表示がなされていないこと（別紙3参照）。
- ・ なお、組織委員会は、提供木材の管理のために、すべての木材に寸法や仕様等を示す表示を付す予定である。
- ・ 現在、基本設計中であり、今後の基本設計や実施設計の深度化による計画変更に伴い、設計内容等については変更が生じる場合がある。
- ・ 組織委員会が返却する提供木材には、部材としての使用したことによる割れ、狂い、汚れ等が生じる可能性がある。後利用にあたっては、事業協力者において提供木材の品質等を適切に判断すること。

5 募集要項等に対する質問

- ・ 質問は、別紙の質問書（様式1）により、末尾記載の問合せ先まで電子メールで送付する。
- ・ 件名は「日本の木材活用品レレー 質問書（地方公共団体名）」とする。
- ・ 受付期間は平成29年8月4日（金曜日）から平成29年8月10日（木曜日）までとする。原則として、受付期間後の質問は受け付けない。

6 募集要項等に対する質問への回答

- ・ 回答は、組織委員会のウェブサイトにて平成29年8月18日（金曜日）以降、順次掲載する。
- ・ 回答にあたり、質問者名等は公表しない。
- ・ 質問内容の重複しているものについては組織委員会で整理し、意見の表明と解されるものについては、回答しない。

7 応募申請方法

本プロジェクトへの応募者は下記の応募申請書を、平成29年9月11日（月曜日）から平成29年9月15日（金曜日）までに、末尾記載の提出先まで郵送する（消印有効）。なお、応募書類の紛失等の防止及び遅配の可能性を考慮し、申請書の電子データを添付のうえ、応募申請書を郵送した旨を別途電子メールにて連絡すること。

なお、大規模災害等により、期日までの応募が困難な場合には、別途相談に応じる。

- ・ 様式2 応募申請書

申請書には応募時点での後利用の計画案を記載する。

(後利用の見通しを把握するためであり、選定等における判断材料とはしない。)

【第4章 選定及び決定方法】

1 選定方法

- ・ 組織委員会の定める調達基準等を満足する応募者を対象に、棟単位、部材単位の順に選定を行う。
- ・ なお、大規模災害等により、応募が困難な事情がある旨の申し出があった場合には、部材単位に限り、優先的に配分することがある。
- ・ 応募数が募集枠を超えた際には、下記の要領で抽選を行う。抽選の際には、応募者の立会いを可能とする。立合いのない場合には、組織委員会で代理する。
- ・ 抽選は平成29年9月20日(水曜日)13時から組織委員会会場整備局で行う。抽選については別途電子メールで案内する。

(1) 棟単位

- ・ 棟単位の選定については、同一の棟に複数の応募があった場合には、希望順位のより上位の応募者間で抽選により選定する。

(2) 部材単位

- ・ 部材単位の選定については、部材単位の応募者のほか、棟単位と部材単位の両方に応募したものの棟単位の選定に落選した応募者を加えて、選定を行う。
- ・ 全体の募集枠45者程度から棟単位の決定数(最大5者)を除いた40者程度の募集枠について選定を行う。なお、構造用製材については35者程度とし、CLTについては5者程度とする。
- ・ 両方の種別について選定対象となった場合には、希望順位が上位の種別を優先する。
- ・ いずれも、応募者を応募口数の降順に並べ、各募集枠までを選定対象者とする。なお、選定対象数に同順位の応募者が複数ある場合には、当該応募者間で抽選とする。
- ・ 口数の配分に当たっては、選定対象者のすべてに1口を割り振り、残りの募集口数については、選定対象者の応募口数に応じて事前に設定する計算方法により案分して決定口数とする。なお、案分の結果が1口未満の応募口数の部分については、原則として四捨五入とする。

2 決定方法

- ・ 上記により選定した応募者を、事業協力内定者とする。
- ・ 組織委員会から事業協力内定者に、決定内容・口数等を記載した「決定通知・照会書」(参考様式1)を郵送により送付する。通知内容に同意のうえ、事業協力を希望する者は、「回答書」(参考様式2)を返送する。

- ・ 「回答書」による同意の表明をもって、本プロジェクトの事業協力者として決定する。

3 事業協力者の公表

事業協力者として決定した後、組織委員会は全国からの木材利用によりビレッジプラザを建築することを広報するために、下記の方法で第2章4（1）①に記載の事業協力者の公表を行う（予定）。

- ・ 組織委員会は、組織委員会ウェブサイトには事業協力者名、提供木材の材種、ブランド等を掲載する。事業協力者は、掲載文の作成を行うことができる。
- ・ 事業協力者は、上記における同意の旨の「回答書」を返送する際に、提供木材のサンプルを組織委員会に送付する（詳細は別途通知する）。なお、組織委員会は、送付された木材を用いて大会エンブレムを作成し、事業協力者決定のプレス発表に活用することを予定している。

4 協定・契約の締結

- ・ 事業協力者の決定後、平成29年11月～12月の二か月間を、提供木材の仕様や数量等に応じた設計を進めるために、組織委員会と事業協力者で協議を行う調整期間とする（予定）。
- ・ 上記の協議後、組織委員会と別紙案の協定（参考様式3）を締結する。
- ・ 組織委員会の進める実施設計が深度化し、提供木材の詳細な仕様・数量等が決定した際に、組織委員会と事業協力者は、詳細条件等を定める契約を締結する。

【参考リンク先】

- ・ 「東京2020 参画プログラム」
<https://tokyo2020.jp/jp/get-involved/certification/>
- ・ 「持続可能性に配慮した木材の調達基準」
<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/>

【問合せ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 34階南側
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
会場整備局 会場調整部 技術管理課 サステナビリティ調達チーム
担当 牧原、得地
電話 03-6631-1984（代表）
メール VNI_SUS@tokyo2020.jp

【本プロジェクトに関する FAQ】

本プロジェクト全般について

- ・ 具体的にどのような諸室配置になるのか。
⇒ 現時点では基本設計が未了のため、平面計画や諸室配置等の公表は差し控える。
- ・ 各棟には、具体的にはどのような機能が割り当てられるのか。
⇒ 現時点では基本設計が未了のため、各機能の割り当ての公表は差し控える。棟単位の事業協力者には、設計内容が確定後に別途お知らせする。
- ・ 応募資格者が地方公共団体に限られるのはなぜか。
⇒ 本プロジェクトのスキームでは、事業協力者は組織委員会に木材を無償で提供することとしている。さらに、国際オリンピック委員会の規定により、大会施設においては民間事業者・企業の名称・ロゴ等を表示することはできず、後利用においては商業目的に使用しないことが求められる。そのため、応募資格者を地方公共団体に限定させていただく。
- ・ 今後、本プロジェクト以外に木材を使用する大会施設はあるか。
⇒ 本プロジェクトの対象施設であるビレッジプラザを除き、今後、組織委員会が計画する大会施設に木材を使用する予定はないが、大会備品等に木材を使用できるかを検討中である。

提供木材について

- ・ 地域の特産材を提供することは可能か。
⇒ 原則として、本要項に定める木材のみを提供木材の対象とする。
- ・ 提供木材に地域名・産地名や木材のブランド名等の表示を付すことは可能か。
⇒ 国際オリンピック委員会との協議により、事業協力者名（地方公共団体名）の表示のみ付すことができる（認証マークや JAS マーク等は除く）。

応募申請について

- ・ 応募の時点で地方公共団体における予算の担保が必要か。
⇒ 応募の際には予算の担保を求めない。予算確保の時期等については、本プロジェクトのスケジュールを参考に各地方公共団体でご判断いただきたい。なお、組織委員会と事業協力者で協定締結後は、本プロジェクトの実現に向けてご協力いただく。
- ・ 現時点では、後利用の計画は未定であるが、応募申請できるか。
⇒ 組織委員会としては、返却する提供木材を用いて大会レガシーとして活用していただくことで、持続可能性の実現を目指している。そのため、後利用の計画は未定の場合であっても、有効に後利用する意思があるか確認させていただく。また、確実に後利用していただくように、別途、組織委員会から後利用の計画内容について確認させていただく場合がある。
- ・ 森林認証を取得予定であるが、応募申請できるか。
⇒ 応募することは可能である。なお、森林認証を取得予定の場合には、原則として提供木材を納入するまでには森林認証の取得を完了していただきたい。
- ・ 森林認証制度を取得しているが、製材工場が認証制度未取得である場合、応募申請できるか。
⇒ 森林認証制度を有する森林に由来することが確認できれば、応募は可能である。

【別紙等】

- ・ 別紙1 ビレッジプラザの建築物としての条件等（第1章4、第2章5）
- ・ 別紙2 ビレッジプラザの建築に使用する木材
- ・ 別紙3 木材に付される表示等（第2章4、第3章3（3））
- ・ 別紙4 後利用の参考例（第2章5）
- ・ 別紙5 棟単位、部材単位の対象建物配置図（第3章3）
- ・ 参考様式1 「選定結果通知書及び照会書」（案）
- ・ 参考様式2 「選定結果回答書」（案）
- ・ 参考様式3 「協定書」（案）
- ・ 様式1 「質問書」
- ・ 様式2 「応募申請書」

別紙1 ビレッジプラザの建築条件

建築物としてのビレッジプラザの条件は下表のとおりである。建築物等として後利用される場合の参考にされたい。なお、事業協力者において建築基準関係規定等を満足すること。また、事業協力者において部材の加工、追加等を行う場合には、各自で条件等を確認すること。

なお、現時点での計画であるため、今後の設計により変更が生じる可能性がある。

項目		建築条件	後利用時の留意事項
建築基準法上の扱い		仮設建築物（準耐火建築物相当）	事業協力者において建築基準関係規定を満足すること。
架構計画	基礎	3t/m ² を想定した上部構造を支持可能な計画	
	柱間	基本 3.6m スパン、一部 12.0m スパン	
	階高（天井高さ）	4.2m（梁下寸法 3.0m）	
	使用材料	構造用製材、CLT 等（別紙 2 参照）	
	耐震設計	建築基準法に準拠。地震力の割増しはしない。	
設計用荷重	屋根荷重	仕上げ込みで 150kg/m ² 程度	
	積載荷重	用途により決定	
	風荷重	地表面粗度区分 II 基準風速 V ₀ =36m/s を想定（再現期間 50 年）	
	積雪荷重	垂直積雪量 40cm 程度。一般地域（多雪地域は除く）	
	地震荷重	地域係数 Z=1	
耐火設計		準耐火建築物相当とする。燃え代設計に対応した設計はしない。	
非構造部材	外装・屋根	組織委員会が調達・施工する。簡易な外装・屋根を予定。	必要に応じて事業協力者が用意する。
	内装・建具	内装については、原則として各テナント等により調達・施工する。 建具については、組織委員会が調達・施工予定。	必要に応じて事業協力者が用意する。
その他	設備	組織委員会において空調、電気、照明、消防等の設備を設置予定。	必要に応じて事業協力者が用意する。
	防蟻等	防蟻、不朽、防カビ等の処理は行わない。	

別紙2 ビレッジプラザの建築に使用する木材

ビレッジプラザの建築に使用する木材の詳細条件は下表のとおりである。

用途	材種	寸法	仕様・強度等	数量の 指定方法	備考
柱・梁材	構造用製材	<ul style="list-style-type: none"> ・120mm×120mm を標準とする。 ・一部は 120mm×120～300mm 程度とする ・柱材の長さ 最大 4 m ・梁材の長さ 最大 6 m 	<p>下記の JAS 規格（機械等級区分構造用製材）を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スギ：E70 以上（一部 E50 以上） ・ヒノキ・カラマツ・ヒバ：E90 以上 ・アカマツ他：E110 以上 ・含水率 SD15 または SD20 <p>下記の JAS 規格（目視等級区分構造用製材）についても提供可能とするが、各地方公共団体においてヤング係数を計測し、機械等級区分用構造用製材と同等以上の性能を示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スギ：甲種 2 級以上 ・ヒノキ：甲種 3 級以上 ・アカマツ：甲種 1 級 ・含水率 SD15 または SD20 	材積に換算	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の標準寸法以外の製材の提供について、別途協議する場合があります。 ・構造用集成材への代替も可とする。
柱・梁材	構造用集成材 または 構造用製材	<ul style="list-style-type: none"> ・120mm×120～390mm 程度 ・長さ 最大 12m程度（別途協議可） 	<p>構造用集成材については下記を予定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAS 規格（構造用集成材）E65-F255 以上 ・含水率 SD15 	材積に換算	<ul style="list-style-type: none"> ・A1 の棟に限る。 ・木造大スパン架構を予定している。

用途	材種	寸法	仕様・強度等	数量の 指定方法	備考
二次部材 (外壁・屋根下地材、 大引・根太・敷床)	構造用製材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 120mm×120mm を標準とする。 ・ 一部は 75mm×75mm～ 120mm×240mm 程度とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAS 規格 ・ 含水率 SD20 	材積に換算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の標準寸法以外の製材の提供について、別途協議する場合がある。 ・ 根太・大引・敷床については、床(面材)に構造用合板を用いる場合に使用する。 ・ 一部、後利用時に制約が生じる場合がある。
床材 (面材)	CLT	<ul style="list-style-type: none"> ・ 90mm×1820mm (弱軸) × 3640mm (強軸) 程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAS 規格 ・ 3層3プライ程度 	面積に換算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床材については、CLT材または構造用合板のいずれかとする。
	構造用合板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 910mm×1820mm ・ t=15mm 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAS 規格 1類2級 以上 		
その他	構造用合板	<ul style="list-style-type: none"> ・ t=15mm 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAS 規格 1類2級 以上 	面積に換算	

※今後の基本設計・実施設計の深度化による計画変更に伴い、提供木材の仕様・数量等に変更が生じる可能性がある。

※個々の提供木材の寸法・仕様・強度等の詳細については、事業協力者と個別に協議して決定する。

※構造用合板の提供については、今回の公募の提案には含めない。今後、事業協力者との個別協により提供を依頼する場合がある。

別紙3 木材に付す表示について

以下に掲げる事項に関する表示のみ木材に付すことができる。

- ① 事業協力者が提供木材を納入する際に付さなければならない表示
 - ・ 森林認証マーク（森林認証を取得した森林に由来する木材の場合）
 - ・ JAS マーク

（いずれのマークも、内容が確認できる必要最小限の大きさとする）
- ② 事業協力者が提供木材を納入する際に付さなければならない表示
 - ・ 事業協力者の名称

（3cm×5cm 程度を目安に、提供木材の各面につき1カ所まで表示を付すことができる。）
- ③ 組織委員会が提供木材の使用にあたって付す表示
 - ・ 提供木材の寸法や仕様等を示す表示
- ④ 組織委員会が提供木材を返却する際に付すことのできる表示
 - ・ 大会施設で使われたことを証する文言（“Used in Village Plaza”を予定）

※なお、表示位置や表示方法の詳細については、別途協議する。

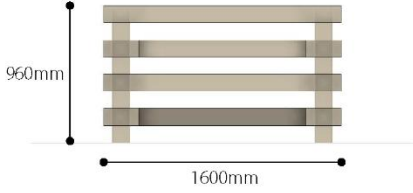
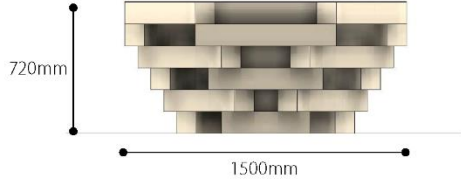
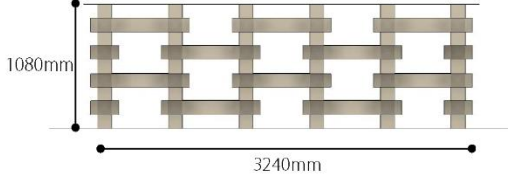
※②及び④の表示イメージは下図のとおりである。

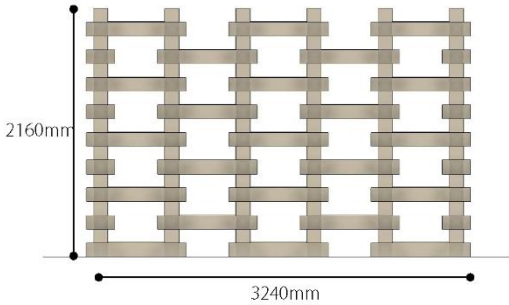
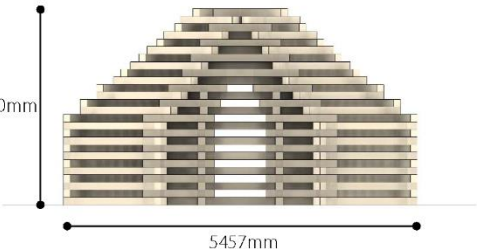
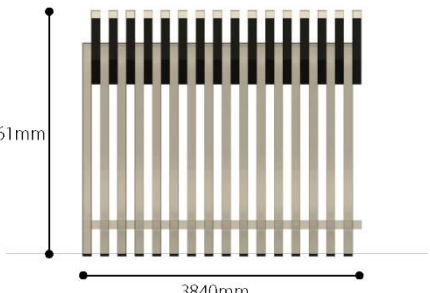


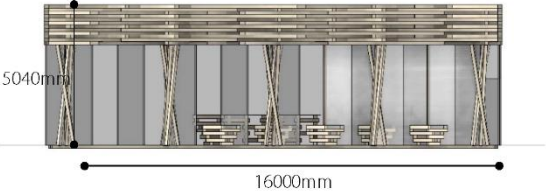
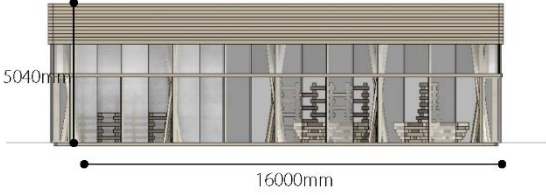
別紙4 後利用の参考例

提供木材を活用した場合、下記のような後利用例が可能である。後利用を検討する際の参考にされたい。

なお、ここにあげた参考例を活用する場合には、組織委員会に知らせること。

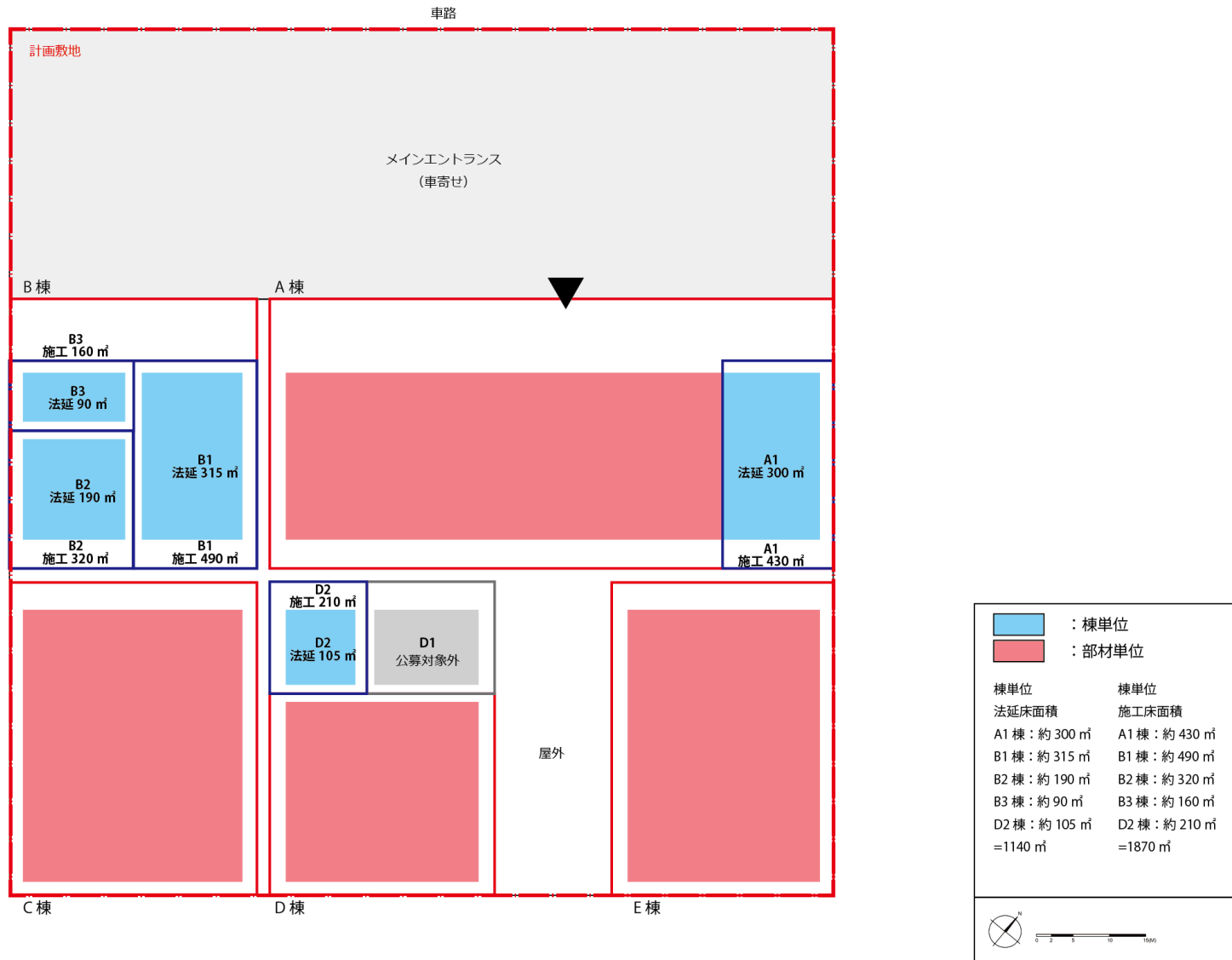
後利用選択肢	2D姿図	木立米数(m ³)	1口 (10m ²) 当りの個数	部材情報 (mm)
A.ベンチ		0.38	25.99	120mm角材 240 4 1600 8 1620 8
B.テーブル		0.18	54.72	120mm角材 475 3 615 3 750 9 890 3 15mm合板 (後利用者別途用意) 1500*1300 1
C.カウンター		0.67	15.03	120mm角材 240 8 700 6 820 6 840 20 940 6 1060 12 15mm合板 (後利用者別途用意) 480*520 2 480*640 3 480*760 2 1800*1060 2

D.棚	 <p>2160mm</p> <p>3240mm</p>	1.26	7.91	120mm角材 240 16 640 24 760 6 840 46 880 6 1000 6 1120 6 1240 6 15mm合板 (後利用者別途用意) 480*520 10 480*640 3 480*760 2 480*880 3 480*1000 2 480*1120 3
E.東屋	 <p>3120mm</p> <p>5457mm</p>	2.87	3.48	120mm角材 360 16 900 4 1100 12 1600 6 1800 6 2000 6 2200 6 2400 6 2600 5 2800 5 3000 30
F.バス停	 <p>3461mm</p> <p>3840mm</p>	2.44	4.09	120mm角材 1100 16 2900 16 3000 16 3600 16

後利用選択肢	2D姿図	木立米数(m ³)	□数 (1□ : 10m ²)	部材情報 (mm)
G.建物 (100m ²)		30.00	3	柱 : 2.5m ³ 梁 : 12.5m ³ 構造合板 : 2.5m ³ その他 : 12.5m ³
G.建物 (200m ²)		60.00	6	柱 : 5m ³ 梁 : 25m ³ 構造合板 : 5m ³ その他 : 25m ³

別紙5 棟単位・部材単位の対象建物配置図

第3章4「公募種別」に定める公募種別（「棟単位」及び「部材単位」）の割り当ては、下図のとおりとする。



〇〇道府県知事 〇〇 〇〇 様
 〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
 会場整備局長 福島 七郎

日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～
 事業協力者の選定結果通知書及び照会書（案）

平成 年 月 日付で応募申請のあった標記プロジェクトについて、抽選の結果、下記のとおり、〇〇都道府県／〇〇市町村を事業協力者として選定しましたので通知します。

つきましては、本通知の内容を承諾し、標記プロジェクトに協力していただける場合には、別紙の回答書を返送してください。回答書での同意の表明をもって、標記プロジェクトの事業協力者として決定いたします。

記

（棟単位に選定の場合）

対象棟	〇〇
-----	----

（部材単位に選定の場合）

対象材種	選定材積
〇〇	〇口（〇〇m ³ ）

（注意事項）

- ・ 上記の内容に同意する地方公共団体は、標記プロジェクトの事業協力者公募要項に記載の事項について遵守していただきます。
- ・ 同意書の送付の際に、提供木材のサンプルを送付してください。
- ・ 今後、平成 29 年 11 月から 12 月に組織委員会と事業協力者で協議を行い、その後協定を締結します。
- ・ 組織委員会の進める実施設計が深度化し、提供木材の詳細な仕様・数量等が決定した際に、組織委員会と事業協力者は、詳細条件等を定める契約を締結します。

参考様式2

平成 年 月 日

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
会場整備局長 福島 七郎 様

〇〇道府県知事 〇〇 〇〇 印
〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印

日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～
事業協力者の選定結果回答書（案）

平成 年 月 日付で通知および照会のあった標記プロジェクトの事業協力者の選定結果について、同意のうえ事業協力します。／事業協力を辞退します。

参考様式3

日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～ 木材提供に関する協定書（案）

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「甲」という。）、及び〇〇道府県／〇〇市町村（以下「乙」という。）は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）におけるプロジェクト「日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」（大会において甲の整備する選手村に付属するビレッジプラザの整備にあたり、甲が乙の所有する木材を借り受け、大会後には乙が木材を持ち帰り、後利用を図るプロジェクトをいう。以下「本プロジェクト」という。）を実施するために、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本プロジェクトの円滑かつ着実な遂行のために、甲及び乙が基本的事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、本プロジェクトの実施に当たり、本協定を順守しなければならない。

（プロジェクト対象）

第3条 本プロジェクトの対象施設は、東京都中央区晴海四丁目に整備するビレッジプラザ（以下「ビレッジプラザ」という。）とする。

（プロジェクト実施期間）

第4条 本プロジェクトの実施期間は、本協定の締結の日から、大会後にビレッジプラザを解体し、乙の提供する木材を甲が返却する平成32年12月末日（予定）までとする。

（提供木材の取扱い）

第5条 甲は、乙から別紙1に記載の木材を借り受け、ビレッジプラザの建築資材として使用する。

2 乙は、甲に対し、甲が別途定める期限までに別紙1に記載の木材を甲指定の方法にて納入する（以下本項に基づき甲に納入した木材を「本木材」という。）。

3 甲は、大会後にビレッジプラザを解体し、乙に本木材を甲指定の方法にて返却する。

4 乙は、甲が解体した本木材を甲が別途定める期限までにすべて持ち帰り、後利用に努めなければならない。

（提供木材の条件）

第6条 本プロジェクトに提供する本木材について、乙は、次の事項を満足しなければならない。

- 一 甲の定める「持続可能性に配慮した木材の調達基準」を満足すること。
- 二 国産材から製造された日本農林規格品（JAS規格品）であること。

- 三 別紙に定める寸法、強度、加工を満足すること。
- 2 乙は、前条第4項に定める本木材の後利用の計画内容について、別途、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、前項の後利用の計画にあたっては、次の事項に留意しなければならない。なお、本項の規定は、本プロジェクトの実施期間後も存続するものとする。
 - 一 大会に使われた木材であることを踏まえ、レガシーとして本木材を活用するよう努めること。
 - 二 商業を目的とした施設で本木材を使用しないこと。
 - 三 第三者に本木材の売却その他の譲渡をする場合、当該第三者に第一項及び第二項を遵守することを求めること。
- 四 乙は、甲が返却する本木材の品質や性能等に変化が生じている可能性に留意のうえ、後利用の計画を策定すること。
- 4 甲は、乙の後利用について責任を負わない。

(費用負担及び責任分担)

- 第7条 甲は、本プロジェクトの推進にあたり、ビレッジプラザの設計、施工、乙の提供する本木材の受入・保管、大会期間中のビレッジプラザの運営・維持管理、大会後の撤去・解体にかかる一切の費用を負担する。
- 2 乙は、本木材の提供にあたり、その伐採、加工、往復運搬、後利用にかかる一切の費用を負担する。
 - 3 乙の提供する木材の所有権は、プロジェクト実施期間を通じて乙に帰属する。
 - 4 甲は、乙が提供する本木材が甲に納入された後遅滞なく品質検査を行う。当該検査後に判明する品質等の不良及びそれに起因する損害については、甲が責任を持つ。
 - 5 甲は、本木材をビレッジプラザに使用するために必要な範囲で加工等を施し、大会後にはビレッジプラザの解体時の状態のまま現状有姿にて乙に返却するものとする。乙から借り受けた本木材を通常範囲を超えて棄損した場合には、甲乙で協議し、対応する。

(本プロジェクトへの協力)

- 第8条 乙は、甲の進める実施設計の進捗に応じ、提供する本木材の数量、仕様等の変更について、甲の求める協議に応じるものとする。
- 3 甲及び乙は、甲の進める実施設計が深度化し、本木材の詳細な仕様・数量等が決定した際に、詳細条件等を定める契約を締結する。

(秘密保持)

- 第9条 甲及び乙は、本プロジェクトの実施に際して知りえた情報を開示または漏えいしてはならない。

(その他規程の順守)

- 第10条 甲及び乙は、本プロジェクトの実施に関し、国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会の定める各規程等を遵守する。

(協定の疑義等)

第 11 条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、決定する。

甲及び乙は、本協定締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 虎ノ門ヒルズ森タワー 8 階
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
事務総長 武藤 敏郎 印

乙 (住所) ○○県○○市
(氏名) ○○道府県知事／○○市町村長 ○ ○ ○ ○ 印

別紙 1

第 5 条第 1 項に定める本木材については、下表のとおりとする。

(棟単位の場合)

棟名 (面積)	主な材種・材積	備考
○ (約○○㎡)	構造用製材 ○○m ³ ○○材 ○○m ³	棟単位での提供 寸法、強度、仕様、加工等は 下記参照

(部材単位の場合)

材種	面積・材積	備考
構造用製材/CLT	○○m ³	部材単位での提供 寸法、強度、仕様、加工等は 下記参照

寸法、強度、仕様、加工等については下記のとおりとする。

- ・ ○○○
- ・ ○○○
- ・ ○○○